⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第六号第一中間貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／除去債務」に改め、同様式第一中間貸借対照表の記載上の注意一中⑰を⑳とし、⑷から⑯までを⑺から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第六号の二第一中間貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第一中間貸借対照表の記載上の注意一中⑰を⑳とし、⑷から⑯までを⑺から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第六号の三第一貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／除去債務」に改め、同様式第一貸借対照表の記載上の注意一中㉘を㉛とし、⑷から㉗までを⑺から㉚までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第六号の四第一貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／除去債務」に改め、同様式第一貸借対照表の記載上の注意一中㉘を㉛とし、⑷から㉗までを⑺から㉚までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第七号第一中間貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／除去債務」に改め、同様式第一中間貸借対照表の記載上の注意一中⑫を⑮とし、⑷から⑪までを⑺から⑭までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第七号の二第一中間貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／資産除去債務」に改め、同様式第一中間貸借対照表の記載上の注意一中⑫を⑮とし、⑷から⑪までを⑺から⑭までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項（ただし、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、中間連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　持分法損益等に関する中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条の７に規定する事項

別紙様式第七号の三第一貸借対照表の表中「リース債務」を「リース債務／除去債務」に改め、同様式第一貸借対照表の記載上の注意一中⑰を⑳とし、⑷から⑯までを⑺から⑲までとし、⑶の次に次のように加える。